# ICカード特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、I Cチップが付加されたカード(以下「I Cカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは 当金庫カード規定の定義によるものとします。

#### 2. (ICカードの利用)

- (1) ICカードは、次の場合に利用することができます。
  - ① 当金庫および提携金融機関所定のICカードが利用できる預金機(以下「ICカード対応預金機」といいます。)を使用して預金に預入れをする場合
  - ② 当金庫および提携金融機関所定のICカードが利用できる支払機(以下「ICカード対応支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③ 当金庫および提携金融機関所定のICカードが利用できる振込機(以下「ICカード対応振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④ その他当金庫所定の取引をする場合

## 3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 4. (ICカード以外のカードへの変更)

I Cカードの利用をやめ、I Cカード以外のカードに変更する場合には、当金庫の窓口に申し出てください。この変更は当金庫所定の手続きをした後に行います。

以上